

広島県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があつた。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横田 美香

名	新	旧	称	所	在	地	変更年月日
前田 医院 消化器 内科 鏡 内科	東広島 中央クリ ニック 消化器内 科・内視鏡内科	東広島 中央クリ ニック	東広島 中央クリ ニック	五三七番地一	東広島市西条町御園宇八	五番地一	令和七年一二月二五
前田 医院	医療法人宥善会	前田 医院	東広島市黒瀬町国近三三	日 令和七年一二月二五			